守谷市長 松丸 修久 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和 年 月~令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、守谷市内に居住していることを守谷市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを守谷市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を守谷市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を守谷市が確認すること。

. +H=0.55 711 F0.45	/ !=== /rg=# +v /=== +v \						
1. 施設等利用給	付認定保護者(請求者)						
フリガナ		和台	/	生年月日	年	月	日
		認定子ども		見			
氏 名		との	住				
	a compatibility of the second	続柄					
※氏名欄	は保護者が自署願います。		所	電話:			
つ 認定ヱメキム(認)	定子どもごとに申請して下さ	1.11					
·		,					
法第30条の4の記	忍定種別 □ 第2号 □ 第	第3号 認 定	番号				ļ
生年月日	年 月	日フリ	ガナ				
年 月 日~	年 月 日の間の住所	氏	Þ				
□ 現住所のとおり	□ 転入した □ 転出した		名				
上記で転入または軸	伝出に該当した場合は転入	・転出日を訂	已入		年	月	日
				•			
3. 在籍する幼稚園	園・認定こども園・特別支援	学校について	記入				
フリガナ		所 在	三 地 〒				
		/	III A -				

フ	IJ	ガ	ナ					所	在 地	₹				
施	設	名	称						外の場合のみ記入)	電話:				
	年	月	日~	~	年	月	日の間の在籍状況		□期間	中在籍	途中入園した	□途中	中退園した	
上	記で、	途	中入	園また	とは送	金中に	退園に該当した場合 に	はそ	の年月日	を記入	年	月		月

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預	金	種	目	□章] 当月	莝	
銀行・信用金庫 支店	П	座	番	号					
農協・信用組合 出張所	口座	至名義(カタス	フナ)					

^{※1} 保護者又は児童本人名義の口座以外の振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入 (※2)

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

	フ	リガ	ナ		所	在 均	也	Ŧ
1	施事	設業	· 名		721	, ,		電話:
	フ	リガ	ナ		所	在 均	扣	₸
2	施事	設業	· 名		121	11 /		電話:
	フ	リガ	ナ		所	在 均	抬	₸
3	施事	設業	· 名		וטו	ш х		電話:
	フ	リガ	ナ		所	在 均	H	〒
4	施事	設業	· 名		וטו	111. 11		電話:
	フ	リガ	ナ		所	在 均	H	〒
(5)	施事	設業	· 名		ולו	11. 1		電話:
	フ	リガ	ナ		所	在 均	H	Ŧ
	施事	設業	· 名	37) 10 /17 ** ** ***		11 <u>.</u> 1		電話:

^{※2 「}在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

				在籍園	認可外保育施設等				
禾	利用年月		施設に支払った金 額(a) ※4	った金 利用 対象額(b) 日数 (450×利用日数)		aとbの金額の 低い方を記入 (c)	に支払った 金額(d) ※3 ※4	(「c+d」か月額 上限額の低い方を 記入)	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	

- ※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が 8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。 事業所が発行する提供証明書及び領収証又は提供証明書兼領収証は、事業所の押印が省略されたものであっても提出可能です。ただし、申請者自身がそれらの書類を偽造、変造(無断作成・改変)した場合は、刑事上、罪が成立し得る可能性がありますのでご注意ください。
- **※5** 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。